

令和 7 年度 環境対応車導入促進助成金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 6 日 制定
一般社団法人宮崎県トラック協会

(目 的)

第 1 条 この要綱は、(一社)宮崎県トラック協会(以下「県ト協」という。)が行う、貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するための、環境対応車導入に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「環境対応車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、以下に該当する自動車をいう。
 - ①車両総重量 2.5 トン超の天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む)、ハイブリッド自動車をいう。
 - ②ポスト新長期規制又は平成 2 8 年、平成 3 0 年排ガス規制適合車(以下ポスト新長期等規制適合車という。)をいう。
- (2)会員とは、(一社)宮崎県トラック協会に所属する事業者であること。

(助成の対象事業)

第 3 条 県ト協は、会員が環境対応車を導入する場合、その導入の一部に充てるための助成金を予算の範囲内で交付する。1 事業者あたり **2 両**までとし、**予算枠に達した時点で受付を終了する。※安全性優良事業者(Gマーク認定事業者)は 3 両まで申請可能。**

ただし、国等が行う 2 0 2 5 年度先進環境対応型ディーゼルトラック導入補助事業(2 0 2 5 年 4 月 1 日以降登録分)に関して、助成金を受け取った事業者(対象車両が重複しなければ可)及び前年度会費未納会員については助成対象外とする。

(助成金の交付額)

第 4 条 前条第 1 項の助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。

ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

- 2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第 5 条 車両総重量 2.5 トン超の天然ガス自動車、ハイブリッド自動車は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の 3 月 **1 3** 日までに登録を完了するものでなければならない。

- 2 ポスト新長期等規制適合車は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 9 日までに登録を完了するものでなければならない。

- 3 1 項及び 2 項の登録は初度登録(新車)でなければならない。

(天然ガス自動車に関しては、使用過程にあるディーゼル車からの改造車を含む。環境対応車の助成金額は、全ト協環境対応車導入助成要綱に準じて変更あり。)

(交付申請)

第 6 条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、環境対応車導入促進助成金交付

申請書を、別に定める期日までに、県ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。(交付決定)

第7条 県ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、環境対応車導入促進助成金交付決定通知書により会員に通知する。

2 県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第8条 会員は、環境対応車導入が完了したときは、完了した日から1か月以内に、リースによる導入のときは様式3の(1)環境対応車導入促進助成事業実績報告書を、購入による導入のときは様式3の(2)環境対応車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)を県ト協に提出しなければならない。

但し、ポスト新長期等規制適合車の導入が完了したときは、様式3の(3)環境対応車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)を令和8年3月20日までに県ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 県ト協は、様式3の(1)及び様式3の(2)の環境対応車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合は会員のリース契約先に対して、購入による導入の場合は会員に対して、それぞれ助成金を交付する。

様式3の(3)の環境対応車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)の提出があったときは、「購入」、「割賦購入・リース」、「リース」による導入の場合も会員に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 交付決定後、申請内容を変更するときは、会員は、様式4による環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を県ト協に提出しなければならない。

2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、会員は、速やかに様式5による環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を県ト協に提出しなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、県ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

1) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

4) 事業者が県ト協を脱会したとき。

- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に会員へ交付されているときは、県ト協は、会員に対し期限を定めてその返還を求めることができる。
- 4 会員は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく県ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 会員は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告)

第13条 助成金の交付を受ける会員は、車両総重量 2.5 トン超または、25 トンクラスの大型天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む)、ハイブリッド自動車導入の効果等の報告を県ト協に求められた場合、応じなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は令和7年4月1日より適用する。

◎ポスト新長期等規制適合車(新車) 「購入、割賦購入・リース、リース」
(単位＝円)

車 種	県 ト 協
小型車(最大積載量 4 t 未満)	40,000
中型車(最大積載量 4 t 以上 8 t 未満)	60,000
大型車(最大積載量 8 t 以上)	100,000

年 月 日

環境対応車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)
令和 7 年度 ポスト新長期等規制適合車分

一般社団法人 宮崎県トラック協会会長 様

申 請 者
住 所
氏名又は名称
代表者氏名
担当者名

印

環境対応車導入促進助成金交付要綱第 8 条に基づき、下記の通り報告(請求)します。

記

1. 確認番号 ポスト新長期等 第 2025 ー 号(※県ト協記入欄 申請者記入不要)

2. 営業所の名称 営業所

3. 対象車両 (1)最大積載量 ・ 4 t 未満 ・ 4 t 以上 8 t 未満 ・ 8 t 以上(※○で囲む)

4. 車両登録日 西暦 年 月 日

5. 車両登録番号 宮崎

6. 助成金支払い請求額 円

7. リースの場合
契約リース会社

リース期間 年 月 日 ～ 年 月 日

8. 申請者の振込先銀行口座 銀 行 支 店
信用金庫

預金種別 当座預金 普通預金

口座名義

口座番号

*添付書類

(1)導入した環境対応車の車両検査証の写し

(2)購入の場合：領収証又は契約書の写し(車両ナンバー等の記載で車両が特定できるもの)
リースの場合：契約書の写し(車両ナンバー等の記載で車両が特定できるもの)
割賦の場合：契約書の写し(車両ナンバー等の記載で車両が特定できるもの)

